

令和5年度

事業概要

建設局

目 次

I	建設局の概要	3
II	組織と事務分掌	5
III	令和5年度 主要事業の概要	7

建設局の概要

1. 局長 小松 恵一
2. 局の職員数 938 人（令和 5 年 4 月 20 日現在）

3. 令和 5 年度予算の概要

(1) 一般会計 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	436,655	9 土木費	40,893,711
17 使用料及手数料	5,551,568	10 都市計画費	1,801,400
18 国庫支出金	5,563,262	13 教育費	868,643
19 県支出金	449,940	14 災害復旧費	1
20 財産収入	1,425,566		
21 寄附金	252,155		
22 繰入金	492,614		
24 諸収入	433,804		
25 市債	16,930,000		
歳入合計	31,535,564	歳出合計	43,563,755

(2) 駐車場事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	1,029,977	1 駐車場事業費	1,027,978
2 繰越金	1	2 予備費	2,000
歳入合計	1,029,978	歳出合計	1,029,978

(3) 下水道事業会計 予算

①収益の収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 下水道事業収益	35,000,306	1 下水道事業費	35,355,882
収入合計	35,000,306	支出合計	35,355,882

②資本的収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	20,626,385	1 資本的支出	34,562,629
収入合計	20,626,385	支出合計	34,562,629

建設局

総務課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)下水道事業に係る会計事務に関すること。
- (3)局の契約等に係る調整及び改善に関すること。

事業用地課

- (1)不動産の管理及び活用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)不動産の取得及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

技術管理課

- (1)技術管理に関する総括及び調整に関すること。
- (2)土木の技術及び技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。
- (3)土木の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。
- (4)工事の請負契約に係る検査に関すること。
- (5)工事の安全管理に関すること。
- (6)優良工事の認定に関すること。
- (7)建設事業外部評価委員会に関すること。

防災課

- (1)防災の推進及び災害復旧の総括に関すること。
- (2)防災及び河川に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。
- (3)局の所管施設に起因する事故の処理の総括に関すること。
- (4)宅地造成に係る審査、許可及び検査に関すること。
- (5)宅地の防災の推進に関すること。
- (6)砂防及び治山に関する事業及び土砂災害対策に関すること。
- (7)六甲山系等における森林整備に関すること。
- (8)森林環境譲与税を活用した事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

河川課

- (1)河川事業の調査、計画及び進行管理に関すること。
- (2)河川の設計及び維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。

道路管理課

- (1)道路に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。
- (2)道路の路線の認定、廃止及び変更並びに区域の決定等に関すること。
- (3)道路、溝渠及び堤塘との境界の協定及び承認に関すること。
- (4)道路敷地の確認及び整理並びに不用敷地の処分に関すること。
- (5)道路台帳、測量標及び車両の通行に関すること。
- (6)道路の占用及び溝渠の使用に関すること。
- (7)屋外広告物に関すること。
- (8)私道の整備の助成に関する連絡及び調整等に関すること。

道路計画課

- (1)道路及び街路に関する調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。

- (3)自動車駐車場の管理に関すること。
- (4)道路及び溝渠の指導、調整及び検査に関すること。

道路工務課

- (1)道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)他の所管に属しない土木工事の調整に関すること。
- (3)電線類の地中化及び共同溝の整備に関すること。
- (4)橋梁の新設、維持及び補修に関すること。
- (5)トンネルの維持及び補修に関すること。
- (6)道路の防災及び災害復旧に関すること。
- (7)交通安全対策に関する調査及び整備並びに調整に関すること。
- (8)自転車走行空間及び自転車駐車場に係る整備並びに大規模な維持及び補修に関すること。

駅前魅力創造課

- (1)駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

湾岸・広域幹線道路本部

推進課

- (1)国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。
- (2)前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査及び調整に関すること。

下水道部

経営管理課

- (1)下水道事業の運営に係る総括調整及び改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

計画課

- (1)下水道事業の計画に関すること。
- (2)下水道事業に係る指導、調整及び検査に関すること。
- (3)工場等事業所排水に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること。
- (4)水質管理計画の総括に関すること。

管路課

- (1)公共下水道に属する管路施設の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)排水設備に関すること。

施設課

- (1)公共下水道に属する処理場・ポンプ場施設等の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

公園部

管理課

- (1)公園緑地に係る不動産の管理に関すること。
- (2)都市公園及び公園施設に係る使用、設置、管理及び占用の許可に関すること（他の所管に属するものを除く。）
- (3)公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。
- (4)市民との協働による公園緑地の管理に関すること。
- (5)都市の緑化の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

建設局

(6)有料公園施設等の管理及び運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

計画課

- (1)公園緑地に関する計画及び調整に関すること。
- (2)公園及び緑化の指導、調整及び検査に関すること。
- (3)都市の緑化の推進に関すること（県民まちなみ緑化事業等に限る。）。
- (4)緑地の保全、活用及び風致の保全に関すること。

整備課

- (1)公園緑地、街路樹及び緑地帯の維持、管理及び補修に関すること。
- (2)公園施設の整備及び安全確保の推進に関すること。
- (3)公園緑地及び街路の緑化に関する工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)造園技術に関すること。
- (5)有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。

森林整備事務所（２）

- (1)森林の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)六甲山系におけるハイキングコース及び自然公園施設の維持補修及び工事に関すること。
- (3)市有林の管理に関すること。
- (4)山麓の電飾の維持管理及び工事に関すること。
- (5)再度公園の使用及び占用の許可並びに工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。

王子動物園（１）

- (1)王子公園の動物園、動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置及び管理運営（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2)動物の飼育及び繁殖に関すること。
- (3)動物の展示に関すること。
- (4)動物病院の管理運営に関すること。
- (5)動物の調査、研究及び園内教育に関すること。

建設事務所（１）（東部・中部・北・西部・垂水・西）

- (1)市民からの要望に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)道路愛護団体、河川愛護団体、まちの美緑花ボランティア（美化、緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。）及び市民公園の助成に関すること。
- (3)私道の整備の助成に関すること。
- (4)都市公園の使用及び占用の許可（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5)巡視及び不法占用対策に関すること。
- (6)自転車駐車場の管理及び放置自転車対策に関すること。
- (7)道路照明灯及び街路灯に関すること。
- (8)宅地造成工事及び既成宅地の保全に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)道路、溝渠、公園及び河川の維持及び補修に関すること。
- (10)道路の美化等に関すること。
- (11)道路の使用及び占用の承認、許可、指導、工事の調整及び検査並びに溝渠の使用の許可に関すること。
- (12)道路、街路及び河川の工事に関すること。
- (13)治山砂防事業及び都市計画事業の工事に関すること。
- (14)前各号に掲げるもののほか、土木工事に関すること。
- (15)公園緑地、街路樹及び緑地帯の工事に関すること。

(16)公園、花壇、街路樹、緑地帯等の維持保全及び管理に関すること。

(17)まちの美緑花ボランティア、市民花壇、市民の木等の育成及び技術の指導に関すること。

水環境センター（１）（東・中央・西）

管理課

- (1)下水道の利用に関する相談、調査及び指導に関すること。
- (2)公共下水道の工事及び維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)下水道事業に係る財産の維持及び管理に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

施設課

- (1)公共下水道に属する処理場・ポンプ場施設等の工事及び維持管理に関すること。
- (2)し尿の処理に関すること（中央水環境センター施設課に限る。）。

令和5年度 主要事業の概要

1. 都心三宮・ウォーターフロントの再整備（道路計画課）

人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア（第1段階）」の実現に向け、春日野交差点等の改良を行い、三宮周辺の通過交通を外周道路へ誘導するとともに、人や車の動線を最適化し、安全で快適な歩行者環境の創出に向けて三宮北交差点の改良を進める。

また、都心の活性化等を図るため、東遊園地や磯上公園の再整備を進めるとともに、磯上公園の再整備にあわせて、葺合南31号線の歩道拡幅工事を行う。

さらに、都心とウォーターフロントの回遊性向上等を図るため、ハーバーランド東（弁天）デッキの延伸を進めるとともに、東遊園地内に三宮地下駐車場からのエレベーターの設置等を行う。

都心の重要な南北動線である生田川右岸線については、機能強化を図るため、車線数の増加や交差点改良を進める。

2. 駅周辺のリノベーション（道路計画課、駅前魅力創造課）

「まちの顔」である駅前広場を魅力ある空間へリニューアルすることで、まちやくらしの質を高め、都市ブランドの向上を図る。

また、「駅前駐輪場整備戦略」にもとづき、駅前の駐輪場の収容台数不足の解消や、駅の公共空間の有効活用・景観の向上を図るため、神戸駅や兵庫駅等を対象に地下駐輪場を整備する。

3. 「自然の景」を創造する「Living Nature Kobe」の展開（公園部管理課）

都心三宮や駅周辺の再整備事業のなかで、環境共生などSDGsの考えを取り入れ、「自然の景」を創造する「Living Nature Kobe-自然と共に暮らす都市・神戸-」に取り組む。

磯上公園や京町筋等において、高度な造園技術を活用した、自然を感じられる植栽の整備を行う。

4. 広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部等）の整備促進等（道路計画課、湾岸・広域幹線道路本部推進課）

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパス等の整備を促進するほか、新神戸トンネル南伸部（国道2号～港島トンネル）について事業化に向けた検討を進める。

5. 道路ネットワークの整備（道路計画課、道路工務課）

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、神戸三田線や須磨多聞線、垂水妙法寺線等の整備を推進する。

また、慢性的な渋滞が発生している神戸三田線、小東山6交差点周辺、商大線（高丸）、神戸三木線（西盛口）において、ICT技術を活用した渋滞状況分析を含め、渋滞解消に向けた対策を推進するほか、京橋ランプ周辺道路の交通環境の改善等に向けた検討を行う。

6. 災害に強い都市づくり（総務課、防災課、河川課、道路工務課、下水道部経営管理課、下水道部管路課、下水道部施設課、公園部整備課）

【道路関連事業】

大雨や集中豪雨等による道路法面の崩壊を未然に防ぐため、道路防災対策を引き続き実施するとともに、雨量規制による通行止め等の課題がある国道428号（箕谷北）の抜本的な改良を進め、自然災害に強い道路ネットワークの確保を目指す。

また、引き続き「神戸市無電柱化推進計画」に基づき、着実に無電柱化事業を推進する。

【橋梁・トンネル等の安全対策】

橋梁・トンネル等については、道路法に基づく定期点検を実施し、発見された損傷箇所を計画的に修繕するメンテナンスサイクルを確立し、効率的・効果的に維持管理を行う。

また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化を進めるとともに、路面下空洞調査を計画的に実施し発見した空洞を速やかに補修する。

【治山・砂防関連事業】

国や兵庫県と連携し砂防事業等を促進していくとともに、土砂災害特別警戒区域等を含む公園緑地や市有地での斜面对策を計画的に進める。民有地における崩壊したがけや危険な擁壁に対する応急対策助成を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修支援制度の周知を行い、活用を推進する。

また、令和5年5月に施行される盛土規制法の適切な制度運用に向けた調査・検討を進めるとともに、盛土に起因する土砂災害を防除するための対策を実施する。

【災害に強く豊かな森づくり】

六甲山系をはじめとする神戸市内の森林を災害に強く豊かな森として次世代に引き継ぐため、市有林の整備と県民緑税や森林環境譲与税等を活用した私有林の整備を行うとともに、関係部局等と連携し、公共施設等への発生材の利活用や、市民への森林整備・木材利用の普及啓発を進める。

また、緑地の保全に関する複数の助成について、より簡潔で幅広く活用できる助成制度とするため、制度の統合等を行うとともに、樹木の治療や剪定等を助成する市民の木などの特別助成について、高額となった施工費への対応を可能とするため、限度額の引上げを行う。

さらに、「KOB E里山SDG s 戦略」を踏まえ、北区淡河町の私有林をモデル地区として、民間企業等と連携し持続可能な里山の維持管理を目指した取り組みを促進する。

【治水関連事業】

まちの治水安全度を高めるため、引き続き、妙法寺川等の二級河川において、都市基盤河川改修事業を実施するとともに、僧尾川や天神川等において準用・普通河川改修事業を実施する。

また、鎌ヶ谷川において貯留施設の整備を進める。

【内水氾濫対策等の雨水関連事業】

台風による高潮位が原因で浸水被害が発生した神戸駅周辺地区において、設計施工一括発注方式（DB方式）を採用し、ポンプ場及び雨水幹線の整備等の浸水対策を推進する。

また、躯体の劣化が著しく、耐震性能が不足している魚崎ポンプ場について、設計施工一括発注方式（DB方式）を採用し、現ポンプ場を供用しながら第1期・第2期に分けて新ポンプ場に切り替える改築更新事業を進める。

さらに、高潮時に内水圧がかかる雨水幹線のうち構造強化等が必要な箇所や、西河原地区（西区）等特に浸水の危険性の高い低地盤地区において、引き続き必要な対策を実施するほか、雨水浸水対策基本方針に基づき、優先度の高い地区から地区別浸水対策基本計画の策定を順次進める。

【防災・減災意識の向上】

市民の防災・減災意識の向上を図るため、水防法に基づくハザードマップや避難のために必要な情報等を掲載した広報紙「くらしの防災ガイド」を市内全戸に配布する。

【建設事務所の新設】

市民通報対応の迅速化や防災体制の強化による現場対応力の向上を図るため、北区において新たに2つ目の建設事務所を整備する。

7. 安心・安全で衛生的な都市づくり（道路工務課、下水道部経営管理課、下水道部施設課）

【交通安全対策の強化】

昨今、未就学児の移動経路での事故や踏切内での事故など、従来では想定していなかった交通事故が発生しているほか、令和4年3月に国土交通省により、事故が多発している交差点等が第5次事故危険箇所として新たに指定された。引き続き、幼稚園、保育園における未就学児の移動経路や踏切道、第5次事故危険箇所への安全対策に取り組む。

【老朽化した下水処理場の計画的な改築更新】

昭和40年に供用を開始した西部処理場は、施設の老朽化が進み、耐震性能が不足していることから、西部処理場1系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事を進める。

また、ポートアイランド処理場において、施設の老朽化及び耐震性能不足への対応並びに効率的な維持管理を図るため、設計施工と維持管理の一括発注（D B O方式）を採用し、水処理施設の改築更新を行う。

さらに、東灘処理場において、汚泥処理施設の老朽化への対応や効率的な維持管理を図るため、設計施工と維持管理の一括発注（D B O方式）を採用し、汚泥処理施設を供用しながら段階的な改築更新を行うとともに、さらなる消化ガスの増量やCO₂削減を目的としたバイオマス受入事業と消化ガス有効利用事業（消化ガス発電事業・水素供給事業）を推進する。

8. 神戸の街の再生（道路計画課、道路工務課、公園部計画課、公園部整備課、森林整備事務所、王子動物園）

【王子公園の再整備】

交通至便な駅前の立地特性を活かしながら集客力や魅力を高め、周辺一帯の活性化とブランド力の向上を図るため、園地・駐車場・動物園のリニューアルに向けた調査及び再整備基本計画策定に向けた検討等を進める。

【動物園の魅力向上】

ジャイアントパンダの共同飼育繁殖研究の継続について中国側と協議を進めていくとともに、企業や大学等と連携を図り、動物園に求められている種の保存等の役割を果たしていく。

また、SNSの発信や園外でのデジタル広告掲示等の広報機能の充実を図るとともに、園内で実施するイベントや講座を動画配信するなど、幅広い層が学び楽しめる取り組みを実施する。

【海浜公園の再整備】

須磨海浜公園エリア全体が、家族連れをはじめとする市民や観光客等の多様な人でにぎわうよう、Park-PFI制度による民間の資金とノウハウを活かした水族園及び海浜公園の再整備を推進する。

【神戸登山プロジェクトの推進】

経済観光局等と連携し、神戸の登山の資産を磨き上げる新たな観光戦略として「神戸登山プロジェクト」を展開する。

登山道の管理体制の強化のため、現行の管理体制に加え、新たに民間委託や企業等と連携による歩行空間の整備を行うとともに、既存案内板の更新や二次元コード付き案内板の整備など、更なる登山道の整備を進める。

【公園リノベーション事業】

公園をとりまく社会情勢の変化や市民の多様なニーズに対応するため、多様な世代が集い、まちづくりの核となる拠点公園を再整備するとともに、地域の活性化のため交流拠点

として山田町において田園コミュニティパーク（CCP）を整備する。

【公園緑地施設の計画的な更新】

公園のトイレを誰もが安心して利用できるように、バリアフリー化や洋式化等を行う「公園トイレチェンジアクション」を推進する。

また、公園緑地の安全を維持しつつ将来の公園管理コストを低減するため、老朽化した遊具や競技場等の計画的な改築更新を推進するとともに、利用の少ないベンチ等の公園施設や不要な植栽の撤去を進める。

さらに、街路樹については、危険木等の撤去や樹種転換を進める街路樹再整備を推進する。

【まちなかライトアップ】

都心部における上質で明るい夜間景観を形成するため、三宮・元町駅周辺の樹木やベンチのライトアップ等を行う。

【便利で快適な移動を支える自転車施策の総合的な推進】

駐輪場では、市民サービスの向上のため、WEB上での定期購入や予約、決済等が可能となる駐輪場定期券等管理システムを導入する。

また、駐輪場の環境改善等のため、引き続き増設や補修等を進めるとともに、駐輪場管理運営と駐輪指導・撤去業務等の一体運営の委託による放置自転車対策を行う。

さらに、神出山田自転車道において、民間事業者と連携し、シェアサイクルを引き続き実施するとともに、更なる利活用を促進するため、ルートの延伸に向けた調査・検討を行う。

9. SDGs への取組み（技術管理課、下水道部計画課、下水道部施設課、公園部管理課）

【「こうべ再生リン」生産設備の増強】

本市では、SDGsに資する取り組みとして、下水の汚泥からリン（こうべ再生リン）を回収し、地産地消のこうべハーベスト肥料の原料として有効利用している。

この取り組みをより一層推進していくため、東灘処理場の設備改修に加え、玉津処理場において新たにリン回収設備を設置する。

【異常高温対策】

夏季の異常高温対策として、東遊園地や三宮プラッツでのミスト設置、都心部の道路での布引からのトンネル湧水を活用した散水を行う。

神戸高専が開発し、市内企業が商品化を進めるクールベンチに路面太陽光発電を組み合わせるなど、新技術を活用した対策に取り組む。